

○奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成8年5月31日

規則第4号

改正 平成8年12月17日規則第13号

平成13年3月13日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(適用除外)

第3条 条例第3条に規定する奥多摩町長（以下「町長」という。）が必要と認める事業は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の宅地造成事業等
- (3) 鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づく届出又は認可を受けた事業
- (4) 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく届出又は許可を受けた事業
- (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する届出をした材料置場

- (6) その他町長が認める事業

(事業の許可申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業主は、土地の埋立て等事業許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類及び図面のうち町長が必要と認めるものを添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (3) 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書
- (4) 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- (5) 位置図（縮尺2万5,000分の1）
- (6) 土砂等の搬入経路（縮尺2万5,000分の1以上）

- (7) 現況平面図及び断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (8) 計画平面図及び断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (9) 土量計算書
- (10) 現況排水平面図及び断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (11) 計画排水平面図及び断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (12) 調整池平面図及び構造図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
- (13) 流量計算書
- (14) 放流許可書の写し
- (15) 道路及び水路境界確定図の写し
- (16) 道路及び水路占用許可書の写し
- (17) 農地法、森林法、自然公園法その他法令の許可又は届出を必要とする場合は、
当該許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
- (18) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面
（許可又は不許可の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、土地の埋立て等事業許可・不許可決定通知書（様式第3号）により事業主に通知するものとする。
（事業の変更許可申請）

第6条 条例第6条第1項の規定により許可に係る事項の変更の許可を受けようとする事業主は、土地の埋立て等事業変更許可申請書（様式第4号）の正本及び副本に、それぞれの内容を示す第4条各号に掲げる書類及び図面のうち、町長が必要と認めるものを添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において同条第1項中「前条」とあるのは「前項」と、同条第2項中「土地の埋立て等事業許可・不許可決定通知書（様式第3号）」とあるのは「土地の埋立て等事業変更許可・不許可決定通知書（様式第5号）」と読み替えるものとする。
（変更の許可を要しない変更）

第7条 事業の許可を受けた工事施行期間の変更で、その日数が許可を受けた日数の10分の1を超えないものは、条例第6条第1項に規定する町長の許可を要しないものとする。

(施行基準)

第8条 条例第7条第2項に規定する施行基準は、別表のとおりとする。

(許可の承継届)

第9条 条例第10条第2項の規定による許可の承継の届出は、土地の埋立て等事業許可承継届出書(様式第6号)により届け出るものとする。

(工事施行者の届出)

第10条 条例第12条の規定による工事施行者の届出は、土地の埋立て等事業工事施行者届出書(様式第7号)により届け出るものとする。

(変更の届出)

第11条 条例第13条の規定による事業主の変更の届出は、許可を受けた事業主の氏名等変更届出書(様式第8号)により届け出るものとする。

(標識の設置)

第12条 条例第15条に規定する標識は、事業掲示板(様式第9号)及び危険防止表示板(様式第10号)とする。

(事業完了の報告)

第13条 条例第20条第1項の規定による事業完了報告は、事業完了後10日以内に、土地の埋立て等事業完了報告書(様式第11号)により報告するものとする。

(事業の中止及び廃止の報告)

第14条 条例第21条第1項の規定による事業の中止又は廃止の報告は、土地の埋立て等事業中止・廃止報告書(様式第12号)により報告するものとする。

(報告の徴収)

第15条 条例第22条に規定するその他必要な事項は、土砂等の土質分析結果とする。

(身分証明書)

第16条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第13号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成8年12月17日規則第13号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前の改正規定の適用については、なお以前の例による。

附 則(平成13年3月13日規則第10号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別表（施行基準）

共通基準

1 周辺対策

- ア 埋立地からの浸出水等により、水質汚濁が生じないように対策を講ずること。
- イ 土砂等の流出の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

2 作業時間等

- ア 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは、原則として作業を行わないこと。
- ウ 前2号の規定にかかわらず緊急を要する作業が発生したとき、又は関係機関から作業時間等について特に指示があったときは、事業区域周辺及び搬入路の沿道の住民に周知を図り理解を求めて搬入すること。

3 交通対策

- ア 搬入路の状況に応じ関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講ずること。
- イ 搬入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登校時間帯における搬入車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。

4 安全対策

- ア 事業区域内にみだりに人が立ち入るのを防止するため、原則として当該事業区域の全周囲に囲いを設けること。
- イ 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。
- ウ 出入口は、原則として1か所とし、当該出入口の構造は、施錠できるものとする。

5 保安距離

事業区域と隣接地との距離は、十分な保安距離をとること。

6 事故対策

- ア 住民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。

イ 地上及び地下工作物、水域、樹木等に損失を与え又はその機能を阻害することのないよう、必要に応じて事前調査を行う等適切な防護の措置を講ずること。

ウ 工事施行中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

7 防災対策

ア 工事施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。

イ 万一災害が発生した場合は、責任をもって解決に当たること。

8 緑化対策

工事完了後、粉じん防止と合わせ、土地の現況又は地目に即した植栽を行うこと。

9 記録及び写真

工事全般にわたって、工事着手前、中間、完了等それぞれの時点で写真撮影を行い、これを編集して工事完了時に提出すること。

技術基準

1 埋立て及び盛土工

ア 埋立て及び盛土の斜面勾配は、原則として30度以下とすること。ただし、土質、地形等を十分考慮し、35度以下とすることができる。

イ 埋立て及び盛土工事を行うときは、良質土をもって敷均しを行い、十分転圧し、締め固めすること。

ウ 埋立て及び盛土工事を行うときは、状況に応じて地下集水暗渠を設置し、草木等があるときは、これをすべて伐採すること。

エ 斜面状の地盤の上に埋土及び盛土をするときは、接する面がすべり面とならないよう原則として原地盤に段切りをすること。

オ 高さ5メートル以上の埋立て及び盛土により斜面が生ずるときは、3メートルごとに幅1メートル以上の犬走りを設けること。

カ 埋立て及び盛土の高さは、事業区域の規模及び地形の状態等を勘案したものとすること。

キ 犬走り及び土羽尻りには、雨水その他の地表水を排除するための排水施設を設置するとともに、当該施設が土砂等によって埋まらないように措置すること。

ク 斜面の崩壊を防止するため、筋芝埋込、編柵による土留、吹付植生工等を行い、特に法肩の処理については、十分注意すること。

ケ 斜面上端に続く地盤面の排水は、原則として斜面方向に流してはならない。

コ 埋土及び盛土の高さが5メートル以上の場合においては、危険防止のため、原則として土羽尻に落石防止柵を設けること。

2 切土工

ア 切土の斜面勾配は、原則として45度以下とする。ただし、土質、地形等を十分に考慮すること。

イ 切土を行ったときは、その土質に応じた張芝工、種子吹付工、播種工等の斜面安定策を講ずること。

ウ 高さが10メートル以上の切土が生ずるときは、高さ10メートルごとに幅1メートル以上の犬走りを設けること。

エ 切土の高さは、事業区域の規模及び地形の状態等を勘案したものとすること。

オ 犬走り及び土羽尻には、雨水その他の地表水を排除するための排水施設を設置するとともに、当該施設が土砂等によって埋まらないよう措置すること。

カ 自然がけをがけの途中で切土するときは、切土をした後の表面に雨水その他の地表水が流れないように措置すること。

キ 危険防止のため、原則として落石防止柵を設けること。

3 排水施設

ア 埋立て及び盛土等を施行する場合には、雨水及びその他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設を設置すること。

イ 排水施設は、その管渠等の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとすること。

4 調整池

事業区域の規模及び地形の状態等を勘案し、必要に応じて設置すること。

5 既設排水路

ア 下流水路（沢）及び放流先水路（沢）が未整備の場合は、原則として流域等を勘案のうえ、埋立て等による影響が及ぶ範囲まで必要な措置を講ずること。

イ 現況排水先以外の水路（沢）へ放流する場合は、その水路（沢）の排水能力、水質等を勘案し下流に及ぼす影響を検討のうえ、必要な措置を講ずること。

ウ 放流先水路（沢）がゴミ、土砂等により、流水阻害されている場合は、放流

による影響範囲まで浚渫等の措置を講ずること。

エ 放流について、関係権利者と十分に協議すること。

6 擁壁工

ア 擁壁は、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り又はブロック積造り等とすること。

イ 水路（沢）、河川及び田畑等に接して設ける擁壁は、水路底、河床等から根入れ深さ等について、十分安全性を確かめること。

ウ 鉄筋コンクリート造り又は無筋コンクリート造りの擁壁を設置するときは、構造計算により、その安全性を確かめること。

エ 擁壁の高さは、原則として5メートル以下とすること。

様式第 1 号(第 4 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所
事業主 氏 名 印
電 話

〔法人にあつては、主たる事業所の所在地〕
〔名称及び代表者の氏名〕

奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 5 条第 1 項の規定により事業の許可を受けたいので、下記の関係書類及び図面を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 土地の登記簿謄本及び公図の写し(地積、地目、所有者を記入)
- 3 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書
- 4 事業主の印鑑登録証明書(事業主が法人にあつては、当該法人に係る印鑑証明書)
- 5 位置図(縮尺 1/25,000)
- 6 土砂等の搬入経路図(縮尺 1/25,000 以上)
- 7 現況平面図及び断面図(縮尺 1/50~1/500)
- 8 計画平面図及び断面図(縮尺 1/50~1/500)
- 9 土量計算書
- 10 現況排水平面図及び断面図(縮尺 1/50~1/500)
- 11 計画排水平面図及び断面図(縮尺 1/50~1/500)
- 12 調整池平面図及び構造図(縮尺 1/50~1/500)
- 13 流量計算書
- 14 放流許可書の写し
- 15 道路及び水路境界確定図の写し
- 16 道路及び水路占用許可書の写し
- 17 農地法、森林法、自然公園法その他法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
- 18 その他

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業主の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
事業名及び事業の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事概要	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所及び種類	
搬入量(全体)	m ³
搬入量(1日当たり)	m ³
車両台数(1日当たり)	台
使用機械の種類及び台数	
跡地利用	
防災対策	
生活環境の保全対策	
その他	

様式第3号(第5条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

殿

奥多摩町長 印

年 月 日付で許可申請のあった事業(埋立て、盛土、切土)については、
許可・不許可の決定をしたので通知します。

記

1 許 可
(許可の条件)

2 不許可
(理由)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日
以内に、奥多摩町長に対して異議の申立てをすることができます。

様式第 4 号(第 6 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所

事業主 氏 名 印

電 話

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)
名称及び代表者の氏名

年 月 日付 第 号で許可を受けた事業について、下記
のとおり変更したいので、関係書類及び図面を添えて、奥多摩町土砂等による土地の埋
立て等の規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 事 項	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

様式第 5 号(第 6 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

殿

奥多摩町長 印

年 月 日付で変更許可申請のあった事業(埋立て、盛土、切土)については、変更許可・不許可の決定をしたので通知します。

記

1 許 可
(許可の条件)

2 不許可
(理由)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、奥多摩町長に対して異議の申立てをすることができます。

様式第6号(第9条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業許可承継届出書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所

事業主 氏 名 印

電 話

〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

事業の許可を受けた事業主の地位を承継したいので、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり届出ます。

記

許 可 番 号 ・ 年 月 日	第 号 年 月 日
事 業 名	
事 業 区 域 の 所 在 地	
承 継 年 月 日	年 月 日
被 承 継 人	氏 名 又 は 名 称
	住 所 又 は 所 在 地
承 継 の 原 因	相続 合併

様式第7号(第10条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業工事施行者届出書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所

事業主 氏 名 印

電 話

〔法人にあつては、主たる事業所の所在地〕
名称及び代表者の氏名

奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により下記のとおり工事施行者を届出ます。

記

工事施行者 住 所
氏 名
連絡先 昼
(電話) 夜

現場責任者 氏 名
連絡先 昼
(電話) 夜

様式第 8 号(第 11 条関係)

許可を受けた事業主の氏名等変更届出書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所
事業主 氏 名 印
電 話
〔法人にあつては、主たる事業所の所在地〕
名称及び代表者の氏名

許可を受けた事業主について下記のとおり変更があつたので、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 13 条の規定により届出ます。

記

許 可 番 号 ・ 年 月 日	第 号 年 月 日
事 業 名	
事 業 区 域 の 所 在 地	
変 更 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

様式第9号(第12条関係)

事業揭示板

土砂等による土地の埋立て等の事業施行のお知らせ

次のとおり土砂等の事業を施行します。

- | | | | | | | | |
|---------|------|---|--------|-----|---|---|-----|
| 1 許可番号 | 第 | 号 | | | | | |
| 2 施行場所 | 奥多摩町 | 番 | ほか | | | | |
| 3 面積 | | | 平方メートル | | | | |
| 4 事業期間 | | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 5 事業主 | 住所 | | | | 昼 | | |
| | 氏名 | | | 連絡先 | 夜 | | |
| 6 工事施行者 | 住所 | | | | 昼 | | |
| | 氏名 | | | 連絡先 | 夜 | | |
| 7 現場責任者 | 住所 | | | | 昼 | | |
| | 氏名 | | | 連絡先 | 夜 | | |

100cm×120cm

様式第 10 号(第 12 条関係)

危険防止表示板

あぶない
ちかよらないこと
住 所
事業主 氏 名
電話番号

60cm×80cm

事	あ	こ	あ
業	そ	の	ぶ
主	ば	ち	な
電 氏 住	な	か	い
話 名 所	い	く	
	こ	で	
	と		

80cm×60cm

様式第 11 号(第 13 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業完了報告書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所

事業主 氏 名 印

電 話

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付 第 号で許可を受けた事業が完了したので、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 20 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 事業区域 奥多摩町 番 ほか

2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 工事完了年月日 年 月 日

4 添付書類 工事記録、工事写真

様式第 12 号(第 14 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業中止・廃止報告書

年 月 日

奥多摩町長 殿

住 所

事業主 氏 名 印

電 話

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、事業を中止・廃止したいので、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定により報告します。

記

許可番号・年月日	第 号 年 月 日
事業名	
事業区域の所在地	
中止期間	年 月 日から 年 月 日
廃止年月日	年 月 日
理由	
添付書類	工事記録、工事写真

様式第 13 号(第 16 条関係)

第 号

身 分 証 明 書

写
真

次の者は、奥多摩町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 23 条第 2 項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。

所 属

氏 名

年 月 日発行

奥多摩町長

印

様式第 1 号 (第 4 条関係)
様式第 2 号 (第 4 条関係)
様式第 3 号 (第 5 条関係)
様式第 4 号 (第 6 条関係)
様式第 5 号 (第 6 条関係)
様式第 6 号 (第 9 条関係)
様式第 7 号 (第 10 条関係)
様式第 8 号 (第 11 条関係)
様式第 9 号 (第 12 条関係)
様式第 10 号 (第 12 条関係)
様式第 11 号 (第 13 条関係)
様式第 12 号 (第 14 条関係)
様式第 13 号 (第 16 条関係)